

第3期定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

第3期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）

セグエグループ株式会社

上記事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://segue-g.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

連 結 注 記 表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項
すべての子会社を連結しております。
連結子会社の数
4社
連結子会社の名称
ジェイズ・コミュニケーション株式会社
ジェイズ・テレコムシステム株式会社
ジェイシーテクノロジー株式会社
ジェイズ・ソリューション株式会社

2. 持分法の適用に関する事項
持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法

 - ②たな卸資産
通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - i 商品
総平均法

- ii 未成工事支出金
個別法
- iii 貯蔵品
最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～40年
工具、器具及び備品	2～15年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく償却をしております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他の連結計算書類の作成のための重要な事項

①重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③重要なヘッジ会計の方法

i ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ii ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a ヘッジ手段…通貨オプション

ヘッジ対象…外貨建輸入取引及び外貨建買掛金並びに外貨建売上取引及び外貨建売掛金

b ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

iii ヘッジ方針

デリバティブ取引に係る権限、取引限度額等を定めた内部規程に基づき、外貨建予定取引に係る為替変動リスクを軽減するために通貨オプション取引を、借入金の金利変動リスクを軽減するために金利スワップ取引を行っております。

iv ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段である通貨オプションとヘッジ対象となる外貨建輸入予定取引及び外貨建買掛金並びに外貨建売上取引及び外貨建売掛金に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジに高い有効性があるものと判断しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現する期間を個別に見積もり、20年以内で均等償却することにしております。

⑤消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
等を、当連結会計年度から適用しております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度より適用し、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類への影響額はありません。

【連結貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額 641,691千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,378,700株

2. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 94,700株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用しております。また、運転資金については主として銀行との当座貸越契約により調達しております。設備投資資金については主として長期借入金及び社債により、銀行等金融機関から資金を調達しております。デリバティブは、当社の通常営業取引に損失が見込まれる場合、当該損失を回避する目的のみに利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先の信用状況を監視するとともに、取引先ごとの債権残高を随時把握することによってリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行会社の財務状況等を把握し、そのリスク状況を勘案して、保有状況を継続的に見直すことで、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年内の支払期日であり、適時に資金管理を行うことにより、支払期日に支払いを実行できなくなるリスクを管理しております。なお、買掛金には外貨建のものがあり、為替の変動リスクにさらされておりますが、為替予約を利用して当該リスクを軽減しております。

社債及び長期借入金は、運転資金の確保及び設備投資を目的とした資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、一部金利スワップ取引をヘッジ手段として利用し、リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引のうち通貨オプションは、外貨建輸入取引及び外貨建売上取引に係る為替の変動リスクの軽減を目的としており、金利スワップは、借入金の金利変動リスクの軽減を目的としております。また、デリバティブ取引についての基本方針は、内部規程に従って、取引の実行及び管理を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (4) その他の連結計算書類の作成のための重要な事項 ③重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照下さい。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,212,782	1,212,782	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,180,937	1,180,937	—
(3) 電子記録債権	28,286	28,286	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	5,771	5,771	—
資産計	2,427,777	2,427,777	—
(1) 買掛金	394,574	394,574	—
(2) 社債 ※1	60,000	60,205	205
(3) 長期借入金 ※2	123,736	124,149	413
負債計	578,310	578,929	618
デリバティブ取引 ※3	△42,117	△42,117	—

※1. 社債には、1年内償還予定の社債が含まれております。

※2. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

※3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式の時価は、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金

短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債、(3) 長期借入金

元利金の合計額を当該社債及び借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成28年12月31日
非上場株式	18,618

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 1,121円81銭

1株当たり当期純利益 137円24銭

(注)当社は、平成28年8月29日開催の取締役会決議に基づき、平成28年9月21日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

【重要な後発事象に関する注記】

当社は、平成29年1月23日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関し、下記のとおり決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成29年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 1,381,200株

今回の分割により増加する株式数 1,381,200株

株式分割後の発行済株式総数 2,762,400株

株式分割後の発行可能株式総数 9,000,000株

(注)上記の当社発行済株式総数は、本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

- (3) 株式分割の日程
 基準日公告日 平成29年3月10日
 基準日 平成29年3月31日
 効力発生日 平成29年4月1日

(4) 新株予約権行使価額の調整

	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
第2回新株予約権	750円	375円
第3回新株予約権	800円	400円
第4回新株予約権	2,000円	1,000円

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が、当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

1株当たり純資産	560円91銭
1株当たり当期純利益金額	68円62銭

(6) その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、平成29年4月1日をもって当社定款の一部を変更いたします。

①株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。

②第6条の変更の効力発生日を定めるため、附則第1条を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、4,500,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、9,000,000株とする。
(新設)	附則 第1条 <u>第6条の変更の効力発生日は、平成29年4月1日とする。なお、本条は、効力発生日をもってこれを削除する。</u>

【その他の注記】

(企業結合関係)

事業分離

(1) 事業分離の概要

①分離先企業の名称

分離先企業の名称 ナレッジスイート株式会社

②分離した事業の内容

連結子会社であるジェイズ・コミュニケーション株式会社の「Knowledge Suite」(ナレッジスイート)販売事業

③事業分離を行なった主な理由

ジェイズ・コミュニケーション株式会社とナレッジスイート株式会社との間で業務提携契約を締結し、同社のクラウドサービスを販売していましたが、開発元である同社へ事業譲渡することでそれぞれの強みを活かし、お客様へのより品質の高いサービスの提供と、より柔軟な事業展開ができるものと判断したためです。

④事業分離日

平成28年1月31日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

15,000千円

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその内訳
該当事項はありません。

③会計処理

移転した「Knowledge Suite」(ナレッジスイート)販売事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

(3) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る
損益の概算額

売上高	1,876千円
営業損失(△)	△681千円

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 繰延資産の処理方法
株式交付費
支出時に全額費用として処理しております。
3. 引当金の計上基準
退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	331,083千円
短期金銭債務	1,990 "
なお、区分掲記したものについては除いております。	

【損益計算書に関する注記】

関係会社に対する取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	327,760千円
一般管理費	16,095 "
営業取引以外の取引による取引高	731 "

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	3,628千円
未払費用	2,416 〃
退職給付引当金	755 〃
未払事業税	257 〃
繰延税金資産小計	7,057千円
評価性引当額	△3,488 〃
繰延税金資産合計	3,568千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職 業	議決権等 の所有 (被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ジェイズ・コミュニケーション株式会社	東京都中央区	237,500	情報通信業	(所有)直接100	経営指導 資金貸借 役員の兼任 等	経営指導料 事務委託収入 配当金収入 資金の貸付 利息の受取	64,560 133,320 79,240 175,000 670	営業未収入金 短期貸付金 その他	17,809 175,000 670

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 経営指導料及び事務委託収入は、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として決定しております。

3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 976円26銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 56円59銭 |

(注) 当社は、平成28年8月29日開催の取締役会決議に基づき、平成28年9月21日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たりの各金額を算定しております。

【重要な後発事象に関する注記】

当社は、平成29年1月23日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関し、下記のとおり決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成29年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,381,200株
今回の分割により増加する株式数	1,381,200株
株式分割後の発行済株式総数	2,762,400株
株式分割後の発行可能株式総数	9,000,000株

(注) 上記の当社発行済株式総数は、本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	平成29年3月10日
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年4月1日

(4) 新株予約権行使価額の調整

	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
第2回新株予約権	750円	375円
第3回新株予約権	800円	400円
第4回新株予約権	2,000円	1,000円

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が、当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

1株当たり純資産	488円13銭
1株当たり当期純利益金額	28円29銭

(6) その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、平成29年4月1日をもって当社定款の一部を変更いたします。

①株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。

②第6条の変更の効力発生日を定めるため、附則第1条を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、4,500,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、9,000,000株とする。
(新設)	附則 第1条 <u>第6条の変更の効力発生日は、平成29年4月1日とする。なお、本条は、効力発生日をもってこれを削除する。</u>

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。